

前金払及び中間前金払の特例措置の廃止について

令和6年3月27日
契約検査室契約係

東日本大震災の被災地域の特例措置として地方公共団体が前金払をすることができる割合の上限が引上げられておりましたが、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正により令和6年4月1日から特例措置を廃止するもの

記

1 前金払の割合について

被災地域の特例措置として引上げられていた地方公共団体が前金払をすることができる割合の上限について、建設工事の割合が「10分の4.5」から「10分の4」に、建設関連業務の割合が「10分の3.5」から「10分の3」となります。

2 中間前金払について

被災地域の特例措置として払引上げられていた前金払と中間前金払の合計額の割合の上限について、「10分の6.5」から「10分の6」となります。

3 施行日

令和6年4月1日以降入札公告又は指名通知を行う案件から適用

問合せ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097